

東洋史研究

第五十三卷 第三號 平成六年十二月發行

唐代における官人處罰

—— 罰俸制度を中心に ——

松 浦 典 弘

はじめに

一、律における官人處罰

二、罰俸制度

(一) 處分執行の形態

(二) 處分の理由

(三) 俸祿制度との関連

(四) 罰俸に類似する處罰

三、その他の律外の官人處罰

四、考課制度との関連

おわりに

はじめに

中國前近代における諸制度は、七世紀後半から八世紀初頭にかけての唐律令の編纂において、一つの到達點に達し、整然とした體系をなすに至った。官人機構についても、『大唐六典』三十卷に記されているような形で、一應の完成をみたと言つてよい。⁽¹⁾ 品秩・職制・俸祿・考課等様々な制度が整備され、詳細に規定がなされたため、官人の性格も南北朝時代に比べかなり變化してきた。徐々に中央集權化が進められ、寄生官僚的性格が強まってきたことは大きな特徴の一つである。そして、安史の亂を境に、諸制度はさらに急速に變化していくことになる。

本稿では、法制との關連を視野に入れつつ、不法行爲を犯した官人に對する處罰のあり方を、處罰形態の一つである罰俸を中心として見ていくことにしたい。

唐代において刑罰の基本法が律であることは、周知のとおりである。當然のことながら、官人に對する處罰も律の中で規定されている。しかしながら、律に規定が存在しない形での處分がなされることが往々にしてあつた。律が編纂されつつあつた時代ですら律の規定と實際の社會との間の乖離が大きく、⁽²⁾ 安史の亂以後は、そのような傾向が増々進行し、そのため詔や敕の形で新たな規定が出された。官人處罰に對してもそのような傾向はあつたが、加えて、官人という特別な身分に對する措置であるから、あえて律に基づかず處分がなされたという要素も考えられる。そのような處分の一つとして、罰俸が存在したわけである。

さて、罰俸とは、簡單に言えば、「官人から俸給を沒收する處罰」である。それゆえ、當時の俸祿制度と極めて密接な關係を有する。唐代の官人に對する給與は多岐にわたっており、俸祿制度も複雑な様相を呈するが、一應は整然とした形で體系化がなされた。安史の亂による財源難のため、一時はその支給が満足に行われなくなつたりもしたが、徳宗の貞元年間には、亂以前とは異なる新たな支給體系が確立する。こうした俸祿制度の變遷によつて罰俸制度は大きく影響されて

いるはずである。その點も考慮しながら、考察を進めていくことにする。

なお、唐代の罰俸に關連する史料は限定されており、そのほとんどが、新舊『唐書』『唐會要』『冊府元龜』に掲載されている。したがって、主として、考察の対象はそれらの史料によることになる。

一 律における官人處罰

本章では、刑罰に關する基本法である律において、官人處罰がどのように規定されていたのかを見ていくことにしたい。官人の職務上における犯罪や過失に關しては、職制律をはじめ律中に詳細に規定されており、かなりの數の條文が官人を對象とするものに割かれている。そこには具體的に不法行爲の内容が述べられ、それに對する處分が定められているが、ここで取り扱う問題は、官人に對する處分執行の原則、特に官人であるがために受ける刑法上の恩典的措置に限定したい。既にこの問題については、滋賀秀三氏による名例律の詳細な譯註をはじめとして、いくつかの先行研究があるの⁽³⁾で、それらに據りつつ、特に官人處罰の原則を典型的に示している議請減贖と除免當贖の概要を述べるとどめることにする。

まず、議請減であるが、これらは刑罰の決定に際しての特權措置である。議は、⁽⁴⁾八議という身分の範疇に屬する者に適用される。このうち官人と特に關連するのは議貴で、職事官三品以上・散官二品以上・爵一品以上の者がそれに當たる。特權内容としては、死罪を犯した場合、あらかじめ皇帝に上請し、諸司の七品以上による都座集議を開いて罪を定め、奏裁する。

請は、⁽⁵⁾官爵五品以上で、議に該當しない者に對して適用される。その特權内容は、死罪を犯した場合に、皇帝に上請して裁可を仰ぐというものである。

そして、議や請に該當する者及び七品以上の官を有する者が、流罪以下の罪を犯すと、それぞれ犯した罪に對するもの

より一等減じた處罰が科せられる。⁽⁶⁾これが減であり、官人本人のみならず、五品以上の官爵を有する者に關しては、祖母・父母・妻・子孫にまで適用される。

さて、議請減を適用した上で裁可が下され、執行の段階になると當贖(官當・贖銅)法が用いられる。官當は、⁽⁷⁾有する官を以て徒罪や流罪に當て實刑の執行を免がれることで、私罪の場合、五品以上は徒二年、九品以上は徒一年、公罪の場合、五品以上は徒三年、九品以上は徒二年に代當することができ、これらの官は、職事官・散官・衛官の系統と、勳官の系統とに分けられ、先に前者の系統の官の最高品のもの、次に勳官を當てる。そして、官當を適用したが、罪が重く代當しきれない場合、或いは罪が軽すぎて代當すべき官のない場合、贖銅が適用される。⁽⁸⁾贖銅の額は一斤(笞十)から百二十斤(死罪)まであり、銅錢で支拂うことを原則とする。ここで注意しなければならないのは、贖銅は罪そのものを贖う罰金刑的なものでなく、あくまで實刑の執行に換わる措置でしかないという點である。罰俸との關わりからも、この點には注意しておきたい。

次に、除免について簡単に述べておきたい。除免とは、除名・免官・免所居官の總稱で、官爵を削ることを以て處罰とする。除名は出身以來の官爵を悉く削り、⁽⁹⁾免官は先に官當の部分で述べた二系統の官を兩方削り、⁽¹⁰⁾免所居官は所居の一官のみを削る。⁽¹¹⁾なお、除免や官當には、それぞれ再任規定が設けられており、⁽¹²⁾除名は六載の後に出身法に基づいて、免官は三載の後にもとの官品より二品降して、免所居官や官當は期年の後にもとの官品より一品降して再敘任される。したがって、除免や官當は決して官人としての身分を完全に剝奪してしまふような性質の處分ではなかった。特に、除名に關しては、官爵を悉く奪われ、課役に關しても期間中は「本色に従う」わけで、蔭が無ければ庶人同然の扱いであった。しかしながら、再敘任が保證されている以上は、官人としての身分が保全されているとしてよい。

このように、官人に對しては、刑罰の上で種々の特典が認められていた。議請減により刑罰を減免され、當贖によって特に凶惡な犯罪を除いては原則的に實刑の執行は廻避されるという優遇措置を受けていたのである。こうした官人に對す

る實刑執行廻避の原則は、中國古來の傳統的思想に基づくものであるが、唐律に至って品官の有する特權の典型的なものの一つとして、かなり具體的な形で規定された。諸制度の整備に伴い、品官という身分が確立したことの表れと見てよからう。

こうした刑罰の執行法を背景として、律中には官人の不法行爲に對する規定が網羅的な形で存在する。恐らく、大抵の場合は律によって處分できたであろう。しかしながら、律に存在しないような形態での處分が行われた事例もかなり存在するのである。次章からはそのような處分について、罰俸制度を中心に考察していくことにする。

二 罰俸制度

本章では、律外の處罰の一つとして罰俸を取り上げ、その施行状況や制度の具體的内容などについて考察することにした。罰俸とは、官人より給與である俸を沒收する處罰のことであるが、これに類する處分は、後漢に既に行われていた。明帝の時、郎中の何湯は開陽門候を守っていたが、お忍びで外出し夜になって歸還した帝を閉め出したため、門候が皆「奪俸」に處せられた。⁽¹³⁾ また、靈帝の光和二年（一七九）、太史部舍人の張恂・宗誠は、上書に誤まりがあったため劾奏され、「二月の奉を以て罪を贖した」とされるが、これも罰俸に類するものであろう。⁽¹⁴⁾ さらに、後漢末の曹操の時には、明罰令の中に罰俸が處分として定量化されている例もある。⁽¹⁵⁾ この他にも、晉や北魏に例はあるが、⁽¹⁶⁾ 極めて少ない。史料の制約もあるため斷言はできないが、唐より前においては、かなり稀な處罰であったのではないか。この點については、當時の俸祿制度やその有する意味などについて考察した上で、さらに詳細に検討する必要がある。

さて、唐代においては、初期の史料では罰俸に關する記載はなく、初出は玄宗の先天二年（七一二）の敕による規定である。その後、安史の亂以後、特に憲宗の元和年間以後はかなり多くの事例がみられる。それらのいくつかを取り上げながら、處分の具體的内容を檢討していくことにする。

(一) 處分執行の形態

まず、罰俸という處分の科せられ方から考察してみたい。これについては、具體的な形で規定が官人一般に對して定められている場合と、その都度處分の決定がなされ執行されている場合とに大別できる。

まず、前者の方から、事例を取り上げてみよう。先天二年十月には次のような敕が出されている。

敕すらく、文武官の朝參、袴褶珂繖を著くる者、其れ著けずして入班する者有らば、各々一月の俸を奪え。若し故無く到らざる者は、一季の祿を奪え。其れ行香拜表到らざれば、亦此れに准ず。頻りに犯す者は事を量り貶降せよ。

— (後略)⁽¹⁷⁾ —

これによると、朝參の際に服装違反のあった者からは「一月俸」を、理由なく朝參を缺席した者からは「一季祿」を沒收し、さらにこうした違反が再度にわたった場合は「貶降」することが規定されている。このように朝參の際の違反に對して罰俸が規定されている場合は多いのだが、ここで注意しておきたいのは、敕の形式で規定が出されている點である。律の規定で補い切れない部分や、實情にそぐわないため新たな規定を必要とする部分では、敕の形式によって新規定が出される。この場合もやはりそうで、他の罰俸規定も、ほとんどの場合、敕や詔の形式を採って出されている。即ち、新たな處分の形式として罰俸が採用され、それが定着していったのである。

また、貞元四年(七八八)十月には、大理卿の于頔の上奏で諸司や諸館驛からの文牒が稽遲することへの改善策が提案され、それに反した者に對しては、

稽遲する所の處分の如きは、州縣本判官は、下考と書かんことを請い、諸司使本推官は一季の俸料を奪う。

との處分を下すことが求められている。それに應える形で

敕旨、奏に依れ、と。

とあり、⁽¹⁸⁾ 救旨の形式で許可がなされている。救旨とは、上奏を受けそれを認める場合にとられる形式であり、⁽¹⁹⁾ 恐らくかなりの数の新しい規定が、諸官司よりの上奏を救旨で認めるという形式で制定されていたのであろう。他にも、上奏による提案をうけ、「之れに従う」という形式で、處分が制度化されている場合があるが、これも救旨の形式をとっていると考えてよい。

このように、救の形式で罰俸による處罰が新たに制定された。そして、格後救や刑律統類などの新法典の中にまとめられていったのであろう。⁽²⁰⁾

一方、明確な規定を有さず、その都度處分が決定され執行されていたと考えられる事例がかなりある。それらについても検討してみよう。

救すらく、河中觀察使趙宗儒收むる所の管内の諸州の錢物等、既に救文の宜しく遵守すべき所有り、縦い軍用に緣るも、亦合に奏陳すべきなれば、宜しく一月の俸料を罰すべし、⁽²¹⁾ (監察御史) 崔鄴の勅覆せしむる所、頗る未だ詳盡ならず、茲を以て職を奉ずるは慢官と謂うべきなれば、宜しく一季の俸を罰すべし、と。

河中觀察使趙宗儒が、無許可で救文に違ひ諸州より錢物を徴收したことにより「一月俸料」、それに對する監督責任を問われた監察御史崔鄴が「一季俸」を沒收された。ここでの處分は救の形式をとって下されている。趙宗儒や崔鄴の行爲に對して何らかの處分が規定されており、それによつたというのではなく、全く個別的な形で處分が決定しているのである。⁽²²⁾

このように、詔や救の形式を採つて處分が決定されている場合はかなり多い。

御史臺奏すらく、今月三日、左右金吾仗の當道將軍烏漢正・季玕並びに到らず、會昌三年二月四日の敕によるに、比來當日多く私第に歸り、近晩に方に本仗に至り宿直す。事頗る容易にして、須らく提擲あるべし。今日より以後、晝日並びに本仗を離るるを得ず、縦い公事にて期集すること有るも、當直の人は亦た去るを得ず、仍お御史臺をして朝堂驅使官を差し覺察せしむべし。如し違う者有らば、錄名聞奏せよ、とあり、と。救旨、宜しく一月の俸を罰すべ

し、と。⁽²³⁾

ここでは、御史臺の上奏に對して、敕旨の形式で處分が決定されている。會昌三年二月四日の敕で定められた手續きに從つて、御史臺は違反者を「録名聞奏」したのだが、このような形式がとられてることからも明確な處罰規定はなく、その都度時宜に應じた形で處分がなされていたことが理解される。

裴行立、費州刺史と爲る。憲宗元和四年（八〇九）閏三月、敕すらく、行立制書に違ひ、迂路觀察使に詣る、宜しく一月の俸料を罰すべし、觀察使郝士美舉奏せざれば、一季の俸を罰す、と。

王遂、鄧州刺史と爲る。元和九年（八一四）御史臺奏すらく、遂輒りに觀察使に詣る、前後の敕文に違ひ有り、と。遂坐して一季の俸を罰せらる。⁽²⁴⁾

これら二例のうち、裴行立と王遂については、不法行爲の内容はほぼ同じである。にもかかわらず、前者に對しては、「罰一月俸料」、後者には「罰一季俸」が科せられており、處分の内容に微妙な差がある。これは、罰俸に關して明確な規定を缺いており、狀況に應じて處分が下されているためであると考えてよからう。

このように、罰俸は明確な規定を缺いており、その都度狀況に應じて處分が下される場合が多く、かなり柔軟性を持った運用がなされていた。皇帝の意志が多分に働いていた場合もあるし、罰俸が輕罰であると見なされていることから重罰を宥免するような形で科せられている場合もある。實際、律中に議や請として規定されている以上に、上奏により裁可を受けるという形式の處分は多くなっていた。⁽²⁵⁾つまり優遇措置を受ける官人の枠は廣がっていたのである。

(二) 處分の理由

次に、罰俸によって處分される理由、即ち過失の内容について述べてみたい。後掲の表からも分かるように、罰俸が科せられた理由は非常に多岐にわたっている。ただ、全體として、職務上の比較的輕微な過失に對して科せられる輕い處分

であったといえる。

では、これらの處分理由は、刑罰の基本法である律とは、どのように關係するのであろうか。處分理由の中には、兩税や私鹽に關するもののように、律令の制定時には制度自體が存在しておらず、その枠内には入らないものもある。このような制度、それも主として經濟犯に對する制裁の必要性が、律の權威の低下の一因であったことは、夙に指摘されているとおりで、⁽²⁶⁾罰俸理由の中にそうしたものが含まれていることも、その對應の一つであらう。しかしながら、一方では、律に存在する規定を適用しても處分が可能であるような不法行爲に對しても、罰俸が科せられている場合もかなり多い。

例えば、先掲の烏漢正・季玕の例だが、⁽²⁷⁾この場合の處分理由は宿直への缺席である。律を適用するとすれば、衛禁律・第十八條により笞四十ということになる。⁽²⁸⁾さて、これに基づいて實際執行するとすると、烏漢正・季玕は左右金吾衛將軍

(從三品)であるから、罪一等を減じられ笞三十、次に贖が許されるので贖銅三斤で實刑の執行が廻避される。贖銅は通常銅錢で支拂われ、この當時、一斤は一百二十文であるから、⁽²⁹⁾三百六十文で換刑ということになる。ところが、この規定は適用されず、⁽³⁰⁾實際には、一月分の罰俸ということになった。左右金吾衛將軍の月俸は、貞元二年(七八六)の段階で三十六貫であり、これによって假に全額沒收されたと考えるなら、三萬六千文ということ、律による處分の額とは全く異なつたものになる。

また、元和六年(八一二)京兆尹(從三品)元義方・戸部侍郎(正四品下)盧坦が、令の規定に反して戟を立てたことによつて「罰一月俸料」に處せられた。⁽³¹⁾令の規定に違反したのであれば、當然のことながら律の範圍内で處分できるはずである。この場合では、雜律・第六一條の規定を適用しよう。⁽³²⁾それによつて處罰した場合を想定すると笞五十、一等減せられ笞四十、そして贖銅四斤(銅錢四八〇文)で實刑の執行は廻避される。しかしながら、⁽³³⁾實際には罰俸が用いられている。貞元四年(七八八)の段階で、京兆尹の月俸は九十貫、戸部侍郎は四十貫であり、やはり贖銅の額との間に大きな差があり、加えて、贖銅であれば同額となるはずの元義方と盧坦の間にも差が生じている。

そもそも、同じように經濟的負擔を伴う罰則であるとはいへ、贖銅と罰俸の間には本質的な差異がある。罰俸が不法行為のものに對して科せられているのに對し、贖銅はあくまでも、笞杖徒流死の五刑があり、その實刑に換わるもの、即ち實刑の執行を廻避する措置であつた。加えて、贖銅は官當法と競合し、官當すべき官があればあくまでも官當に據つたのである。このような本質的差異に加え、金銭的な額面の上での對應關係が認められず、輕罰と認識されているわりには高額が沒收されている點や、律では品階が高い者ほど官當や議請減などで優遇されているのに對して、罰俸では俸料の高い者ほど高額が沒收されている點から、官人處罰のあり方にかなり變化が生じていたことが理解される。こうした點については、官人のおかれていた經濟狀況も關するので、罰俸の額が高ければ負擔も重くなるとは一概には言えないが、罰俸は律とは本質的に系統を異にする處分であると考えられるのである。

(三) 俸祿制度との關連

罰俸という處罰が頻繁に科せられるようになり、それが有効性を持ったのは、官人機構の整備に伴い俸祿制度が確立したためでもあろう。そこで、次に俸祿制度との關わりについて検討してみたい。唐代の俸祿制度については、未だその全容が明らかにされていないが、ここでは罰俸との關わりから俸料支給の點に着目して概述していくことにする。

まず、京官については、唐代前期、即ち開元・天寶以前においては、月毎に支給される俸料・季毎に支給される祿米共に、職事品の高低によって支給されるのが原則であつた。このうち祿米については、貞觀年間には大體制度が確立していた。一方、俸料の方は、開元二十四年(七三〇)に、本來「月俸」と稱された部分に、食料や本來は色役支給である資課(34)が加わり、錢給部分を一括して支給する月俸制が確立した。これによって一應俸祿制度の體裁は整つたのである。

その後、安史の亂により俸祿支給が十分に行われない時期が續いたが、大曆十四年(七七九)、さらに貞元四年(七八八)(35)の二度にわたる改定を経て、唐代後半期の京官への俸料支給制度は確立する。この制度では、本來の月俸部分は職事品に

對應する形で、そして手力資課等の他の名目の部分は職務の實態に應じる形で支給された。ただ、史料所載の俸料額一覽では、職名と全體の類しか記されておらず、その内譯は不明であり、區別がかなり曖昧になっていたことが想像される。なお、京官でも武官の四品以下については、依然として品秩による支給が行われていた。また、祿米の方については、この時期になると、俸料が大幅に増額された上、より職務の實態に適合したものとなったため、相對的地位はかなり低下したようである。

外官の俸祿に関しては、品秩對應ではなく長官の俸料を定めた上で遞減していくという方式がとられたようであるが、その實態は不明な點が多い。ただ、唐代後半期になると概して京官に比べかなり高額の給與を受け取っていたことは確かである。特に、資課や雜給等の本來の月俸以外の部分の占める割合がかなり増加していた。⁽³⁶⁾

さて、ここで問題となるのが、罰俸によってそのどこまでが奪われたかという點である。史料中で罰俸について述べられる際、沒收されるものに關しては、「俸」「俸料」「俸祿」などのように表記され、それに「一月」「一季」などのような額面が附される場合が多い。果たしてそれらがどの程度區別が可能であるのか。嚴密に言えば、「俸」は本來の月俸部分、「料」は資課・食料等の月俸以外の錢給部分、「祿」は祿米ということになるが、史料の表記の際ではしばしば混同がみられ區別しがたい。特に、「俸」と「料」については、同じく月毎に錢で支給されるという點から、實態としてもかなりの場合同様に扱われており、「料錢」と稱されることがよくある。現に、開元二十四年時點での月俸額は、それらの嚴密な内譯が記されているが、貞元四年の時點では全て合計した額しか記されていない。

罰俸に關する史料の中でも、多くの場合はそれらが嚴密に區別されているような形跡はない。ただ一部には、資課名目の部分のみを沒收していることを明確に記している場合もある。例えば、『唐會要』卷二四、朔望朝參大曆七年（七七二）六月の條には、

御史大夫李栖筠奏すらく、伏して以へらく、朝廷の儀、義として當に祗肅たるべし。今者手力資錢を以て、俸祿の舊

罰に比す、請うらくは、永泰元年八月の敕に准じて定と爲せ。其れ一司の中、三人以上是れ參官有り、其の日並びに到らざる者は、本司の長官は、請うらくは、一月の手力資錢を罰せん。其れ一月内に三度到らざれば、毎度罰有りとなし、雖も、亦た罰に准じ、一月の資錢を罰せん。――(後略)――⁽³⁷⁾之れに従う。

とある。手力とは官人の移轉の際に支給される色役人夫のことで、手力資錢はそれを錢によって代納させ官人に支給したもので、資課の一名目であった。大曆頃には、この手力資錢は官人の給與の中でかなりのウエイトを占めていたと考えられ、⁽³⁸⁾實際他の部分とは明確に區別されていたようである。故に、手力資錢のみを沒收するような罰則も成立し得たのであろう。また、これに續く形で朝參を缺席した本人に對しては、「罰一月俸」の處分をなすことを求めていることから、罰俸よりは軽い處分と見なされていたことが分かる。

また、『新唐書』卷五四・食貨志四には、

開成末、詔すらく、私鹽月に再び犯す者あらば、縣令を易え、刺史の俸を罰せよ、十犯あらば、則ち觀察判官の課料を罰せよ、と。

とある。ここでいう課料とは、資課名目の部分のことである。令外の官については令制の官を兼任することにより俸祿を支給されるのであるが、様々な名目でそれ以外の支給を受けることは多い。實際、外官系統の節度使や觀察使などは、刺史としての正規の俸料に加え多額の支給を受けていた。故に、觀察判官としての課料を沒收するような處分も行われていたのである。

このような「月俸」と他の名目の部分が截然と區別されている場合はごくわずかしかない。特に、貞元四年の改定以降、京官においては兩者の區別は困難となり、原則としては兩方まとめた形で沒收されていたと考えるのがよいのではないか。なお、料錢の全額ではなく部分的に沒收されている場合もある。『舊唐書』卷一七上・文宗本紀上・太和元年(八二七)六月辛卯朔の條には、次のようにある。

救すらく、文武常参官は朝参到らざれば、料錢の多少に據り、貫ごとに二十五文を罰せよ。

これは一貫につき二十五文、即ち四十分の一の減給であるから、これまで朝参缺席について出されていた規定よりは軽い處分になっている。しかしながら、これはむしろ稀なケースで、原則としては、全額が没收されていたのではないだろうか。

一方、祿米であるが、これは原則として季毎即ち三ヶ月単位で支給された。したがって一月を単位として支給された俸料と一括して没收されるようなことはあまりなかったのではないか。ただ「奪一季俸祿」といった記され方をしている場合もあり、この場合は俸と祿兩方没收されたとも考えられる。先にも述べたように、唐代後半期になると、祿米の給與中において占める割合は相對的にみて低下した。故に、祿を奪われることが、さほど大きな意味をもたなくなったのではないか。ただ、唐代後半期にも依然として奪祿が行われていたようなケースもあり、加えて、前半期には奪祿の方の事例もそれほどあるわけではないので、一概に前半期の奪祿が後半期の罰俸に變化したとはいえない。³⁹⁾むしろ、俸祿制度の整備やその安定的な支給によって、この種の制裁が效力をもつようになり、頻繁に行われるようになったと考えるのが妥當である。

四 罰俸に類似する處罰

罰俸同様に官人のみに科せられ經濟的負擔を伴った處罰として罰直がある。これに關しては、唐代の事例は極めて少ない。『冊府元龜』卷一五三・帝王部・明罰門・大和二年（八二八）十二月壬子朔條には、次のようにある。

御史中丞温造奏して云はく、十二月二十二日、初め宮中の遺火を聞き、妖賊並びに臺に在らんことを禁ずるに緣りて、恐らくは奸謀有らん。遂に人吏を追集し隄防を設備し、然る後に奔走入朝し到るも稍く後に在り、兩巡使崔宜・姚合其の日臺中にて忽ち火有るを聞き、所領を追集し、朝堂に赴き到るも稍く後に在り。臣等、職は紀律の次に列し、庶寮動もせば皆則を取る。若し重く罰せざれば、衆情を勵し難し。自らは三十直を罰し、宜・合は、請うらくは

各々二十直を罰せん、と。―(中略)―敕を奉じたるに、事非管に出で、臺に妖賊有りて、官曹備警し、亦周ねきを慮ると謂わば、即ち合に罪を朝堂に待ち處分を候つべし。罰を量りて自ら許すは、事儀に乖くに渉る。温造・姚合・崔宜等、各々一月の俸を罰せよ。請う所の罰錢は宜しく並びに放すべし、と。

罰直とは、「直」という單位に基づいて銅錢を徵收する處罰であり、科せられる範圍はやはり官人に限られる。唐代の史料は極めて少ないので不明の點が多いが、宋代の史料によると、一直は二百文ということになっている。⁽⁴⁰⁾同じように錢納である贖銅の一斤が一百二十文に當たるというのが、唐から宋にかけて變化していかないことからみて、恐らくこの値を唐代に適用しても大して誤まりはないであろう。それによると、温造が自ら求めた處分では、自らに關しては六千文(六貫)、崔宜・姚合については四千文(四貫)となる。ところが、自らの處分を勝手に決めたということから批判が起り、結局それぞれについて一月の罰俸ということになった。貞元四年段階での御史中丞の俸料は八十貫文、巡使(殿中侍御史)の俸料は四十貫であるから、もしその全額を沒收されたとすれば、處分はかなり重くなつたわけである。

このように、罰直は罰俸に類する處罰であり、律との關係もあまり見られない。罰俸より軽い處分のようにも考えられるが、俸料額を單位とした罰俸と異なり官職との關係があまりないようであるので一概にそうは言えないだろう。五代から宋にかけて、その事例はかなり多くなり、制度が整備されていった狀況が窺われる。

また、同様に銅錢を徵收した處罰として罰銅がある。これについては、唐代の事例としては、武德九年(六二六)に長孫無忌に科せられている例があるが、詳しいことは分らない。⁽⁴¹⁾ただ、律との關連が深く、或いは贖銅に類するものではないかと推測される。未だ諸制度が定まっていないう武徳年間(六二六)の事例であり、しかも功臣である無忌に對するものなので一般化はできないが、今後宋代の事例と併せて検討してみる必要があるだろう。

ここで、唐に續く五代・宋の罰俸について少し觸れておきたい。五代の諸王朝でも、罰俸は處罰として頻繁に用いら

ており、また唐の史料にはあまり見られない罰直も多用されている。制度的には、半月を単位として罰俸を行っている例もあるが、唐には見られないケースである。

宋代になると、制度としてさらに整備がなされたようである。例えば、宋敏求『春明退朝録』卷下には、『范魯公雜錄』を引用して次のように記されている。

又曰く、罰俸の例、一品八貫、二品六貫、三品五貫、四品三貫五百、五品三貫、六品二貫、七品一貫七百五十、八品一貫三百、九品一貫五十、と。

これは、五代から宋初の罰俸の事例であると考えられるが、さらに、南宋の『慶元條法事類』卷七六・當贖門・罰贖では、名例敕として、

諸を罰俸は半月を以て、罰直は十直を以て一等と爲し、官蔭減等の例に在らず。とあり、また、斷獄格として

贖銅 每斤 一百二十文足

罰直 每直 二百文足

罰俸 毎月

一品 八貫

二品 六貫五百

三品 五貫

四品 三貫五百文

五品 三貫

六品 二貫

七品	一貫七百文
八品	一貫三百文
九品	一貫五十文

とある。このように、明確な形で罰俸の施行方法の規定がなされており、制度としてかなり整備されてきたことが窺われる。なお、こうした罰俸の原則、特に罰俸の額が唐代にも適用できるのだろうか。五代や宋の俸祿制度について不明の點が多いので、現時點では明確に結論を出すことはできないが、品毎に罰俸額が定められているため、俸料制度において品の持つ意味の低下していた唐代後半期に適用できるかどうかは疑問である。確かに「月俸」と稱される部分は品毎に支給されていたようであるが、その制度は外官には適用されない。俸祿制度や官制の變化の中で五代から宋初にかけて、上述のような制度へと落ち着いたのではないかと考えられるが、この點については後考を俟ちたい。

三 その他の律外の官人處罰

唐代には、前章で取り上げた罰俸以外にも、律の規定にはない形態での官人處罰が行われることがあった。本章では、それらを概観した上で、罰俸との關連について考察していくことにしたい。

罰俸以外の律外の處分で、その事例が多いのは貶官である。貶官とは、簡單に言えば官位を下げることであり、これまで、八重津洋平氏が官人處罰の觀點から、辻正博氏が地方行政との關連から考察を加えておられる。⁽⁴²⁾ その處分としての具體像には未だ明らかでない點が多いが、本稿では罰俸との關わりに注目しつつ、その概要を述べるにとどめたい。

さて、貶官についても、その處分のあり方は、罰俸同様に、一般的な形で規定されている場合と、その都度個別的に處分が行われている場合とに大別することができる。

前者の事例の典型的なものの一つとして、神龍年間の散頒刑部格中に、貶官について規定している條文がある。

○官人任に在り、贓賄に縁り罪を計り殿已上と成る、贓賄に非ずと雖も、罪除免に至り、恩に會い及び別赦もて免せられるれば、並びに即ちに錄奏し、犯す所の贓狀を量り、嶺南の遠惡處及び邊遠官を貶授す。⁽⁴³⁾

○(前略) 一如し賊發するの州縣、專知官及び長官隱蔽して言わず、及び勾官糺舉すること能わざる者は、並びに解却す。若し賊を捉え獲ざれば、遠惡官を貶授す。限内にて捕獲し、半ば以上を過ぐれば、即ち貶責を免がる。如し外境の五人以上を擒獲せば、中上考を與う。應に貶すべき者は、功過相い折するを聽す。⁽⁴⁴⁾

格は律に對する補足・修正等の法典とされるが、ここでも、律の規定とリンクさせ、それに追加するような形で規定が出され、貶官もその中に含まれている。嶺南の遠惡處や邊遠に關しては、恐らく明確に州や縣の名が定められていたであろう。⁽⁴⁵⁾ 現在では何處を指すのかについてはよく分からないが、この規定では、かなり詳細かつ具體的な形で貶官について記されていたのである。そして、後者の方では、さらに責任の重い者に對しては、解却、即ち官を解いてしまうことも規定されている。加えて功績の方に關しても考課の成績を上げるといふ恩典があり、功と過を計算し相殺した上で處分を決定することが定められている。このように、律の規定にはないような形態の處分が詳細に記されており、しかも過失内容自體は律にも規定されているものであることから、律が未だ編纂されつつあったこの時期において、既に空文化していた部分が存在したことが分かる。

この他にも、赦などの形式で、貶官に相當する不法行爲の内容に關して具體的に規定されている場合は何例かある。ただ、處分の内容については、貶官することしか記されておらず、具體的にどういふ段階で或いはどういふポストへとという點については欠いている場合が多い。恐らく、前任官との兼ね合いなどを考慮し狀況に應じて判斷が下されたのである。

一方、個別的にその都度處分が下されている場合であるが、この事例はかなり多い。その場合の貶官理由は、八重津氏の論稿で何例かあげられているように多岐にわたっており、また、處分の性質上、政争等が絡んでいる場合も多いため、

分析は困難である。ここでは、多分に時宜的に執行される要素が強かったことを指摘するにとどめたい。

さて、前章で考察を加えた罰俸と貶官とが何らかの段階を以て使い分けられている場合がある。それらについて検討してみよう。

前章でも取り上げた先天二年の朔望朝参に關する敕では、⁽⁴⁶⁾ 服装違犯に對して「奪一月俸」、無斷缺席に對して、「奪一季祿」を規定した上で、その回数を重ねた者に對しては「貶降」するということになっている。「類犯者」とあるのみであるから、何度と明確に定められていたわけではない。「事を量り」とあるように、その都度狀況に應じて判断した上で、それに應じたポストへと貶降したのであろう。

また、長慶元年(八二二)三月には、鹽鐵使王播が次のような上奏を行い、それが認められ定制度化されている。

又奏すらく、應管煎鹽戸及び鹽商、并びに諸鹽院停(亭)場の官吏・所由等、前後の制敕、兩税を除くの外、差役追擾するを許さず。今更に違越有らんことを請う者は、縣令は奏して貶黜を聞き、刺史は一季の俸錢を罰す。再び犯す者は、奏して進止を聽かしめん、と。⁽⁴⁷⁾

ここでは、より末端の行政機關の長である縣令が、それだけ監督責任も重くなるためか、上奏の上で貶官に關して裁可を下され、州の刺史については、罰俸ということになっている。そして、再犯があつた場合は、上奏して進止を聽くことになる。つまり、責任や過失の度合によつて罰俸と貶官が段階的に使い分けられているのである。

このような事例は、個別的な形で處分が下されている場合にも見られる。例えば、次のケースがそうである。

吏部宏詞擧人を試みるに、題目を漏泄し、御史臺の効する所と爲る。侍郎裴諗は國子祭酒に改め、郎中周敬復は兩月の俸を罰し、考試官・刑部郎中唐枝出でて虔州刺史と爲し、監察御史馮顥は一月の俸料を罰す。⁽⁴⁸⁾

このケースでは、罰俸の額は、一月と兩月、貶官の方も、吏部侍郎裴諗については、同じく京官の國子祭酒、考試官であつた刑部郎中唐枝については、外官の虔州刺史へということ、共に處分に段階がつけられている。このような差等は、

相対的な責任の重さによって決定されているようで、さほど明確な基準を有するとは考えられない。實際、罰俸によって處分される場合と、貶官によって處分される場合との間に、明確なラインを引くことは困難で、その時々ケースに応じて處分が決定されていたと考えるのが妥當なようである。もっとも處分の性質上、貶官の方が重いのは確かなことだが、絶對的な基準があったとは認められない。貶官もかなり柔軟性をもった處罰であり、それが罰俸と併用され、一つの體系を作っていたのである。

このように罰俸が貶官と併用されているケースは多數あるが、それ以外の處罰と併用されているケースもいくつか見られる。それらの處罰の内容にも觸れながら検討してみたい。

赦すらく、—(中略)—宗正少卿李子鴻は實に祠事を司り、誤りて祝文を進むるは、罪根源有りて、理として降滅し難し、宜しく見任を停むべし。博士は既に詳定において失し、御史は又その監臨を曠しくす、若し薄懲せざれば、恐らくは至敬に乖かん。王彥威は宜しく兩月の俸料を罰し一階を削るべし、崔鄴は宜しく一季の俸を罰し兩階を削るべし、と。⁽⁴⁹⁾

過失の主たる責任者である李子鴻は見任官、即ち宗正少卿を解かれており、王彥威と崔鄴については、罰俸の上、削階という處分がとられている。階とは品をさらに細かく分けたもので昇進の際の單位とされるが、その一段階を削るのが「削一階」、二段階削れば「削兩階」ということになる。罰俸のみならず、官人としての地位の高低にまで影響を及ぼすような處分が同時になされている。このようなケースとしては、他に元和十年(八一五)の李櫛の例がある。⁽⁵⁰⁾この場合、李櫛の誣奏に關して、訴えた李逢吉は當初免官を求めていた。ところが、皇帝は櫛の進奉の功に報いる意味もあって罰俸で済ませた。それに對して、さらに逢吉が罪を極言したため銀青階を削ったのである。このように、罰俸に加えて他の處罰も科するという例は極めて稀であるが、罰俸自體は軽い處分であったので、或いは他の處罰に加えて科せられるというケースもかなりあったのかもしれない。

なお、見任官を解くという處分は、解任・停解などと稱され、往々にして科せられた。普通は見任の職事官を停止するわけで、その職事官が攝官や檢校官であったりする場合もある。⁽⁵¹⁾ 散官に及ばず影響はないと考えられ、官人としての身分に大きく影響するものではないようである。

また、『通典』卷一八・選舉典六・雜議論下所掲の徳宗朝の禮部員外郎沈既濟の選舉制度に關する議論の中では、禁約雜條の一節として次のようにある。

擧ぐる所の官吏任に在るの日、行迹乖謬にして擧狀の如きにあらず、及び罪を犯し徒以上に至る者有らば、兼ねて擧主を坐せしめんことを請う。(註)其の犯す所の人は自ら常法の本條に依り處分す。一人なれば祿一年を奪う。(註)諸使の祿無き者は、三品官に準じて料錢を以て折納し、時估に依り計る。二人なれば賜を奪う。(註)賜無き者は其の色を貶しめ、紫を降し緋に従い、緋を降し綠に従い、綠を降し碧に従う。三人なれば階及び爵を奪う。(註)爵有るも階無し、階有るも爵無き者は、加えて賜及び勳を奪う。四人なれば見任の職事官を解く。(註)已に上任する者は並びに之れを追解す。五人なれば貶官。(註)節度・觀察使降して刺史と爲し、刺史降して上佐と爲し、皆邊州を以てす。六人なれば除名。(註)六人以上と雖も、罪は除名に止む。

この條文は、諸司使・州府の長官が僚屬を任用する際の手續きについて述べた條に續くもので、任用した官吏の違法に對する擧主の責任を主な内容とする。違法者の人數に對應する形で、處分は六段階に分けられており、それぞれの處分の差等が窺われる點で貴重な史料である。まず、一番軽い段階の處分として一年分の祿が奪われる。祿がない場合は、料錢での折納が認められている點から、沒收の對象は祿のみであることが分かる。諸使の中には、祿の支給を受けていない者もいたわけで、それだけ祿の占める比重が低下していたのである。奪賜は賜服を奪うことと考えられ、それが無ければ、衣服の色を低い品のものへ降される。⁽⁵²⁾ 奪階及爵、解見任については、文字通り解せばよい。貶官については、ここでは具體的にポストが記されているが、節度・觀察使という令外の官から刺史という令制の官へと貶せられている點に官制の變革

が窺われる。最も重い罰則としては、除名があげられている。除名については、先に述べたように律中の處分であって、それに相當する罪狀は律に規定されている。ただ、それ以外のケースに對して個別的な形で除名が科せられていることも往々にしてある。

このように、律に規定のない處分と、律に規定の存在する除名とが、併用される形で論じられており、しかも、それは、徒罪以上という律の概念に基づく罪狀に連坐する形で論じられている。つまり、律が一應の效力を有しながらも、それを追加修正するような形で、律外に種々の規定が設けられていたのである。

さて、これまで検討してきたような處分は全て官人という身分を有すればこそ科せられる官人特有の處分である。それらの中でも罰俸は最も軽い處分の一つとして位置づけられていた。これら處分について共通點として言えることは、實刑廻避的な側面が強いことである。律規定にこれらの處分が加わることによって、官人に對する處罰制度がより整備されていたのであろう。

四 考課制度との関連

官人の勤務評定たる考課と、官人處罰の間には、當然のことながら何らかの關係があつたと考えられる。特に罰俸に關しては、考課制度の中に奪祿の規定が存在することからも、その關わりに注意する必要がある。考課制度については、仁井田陞氏の『唐令拾遺』で復原されている考課令によつて制度の大まかなアウトラインは分かるが、その實態には不明な點が多い。⁽⁵⁴⁾本章では、考課制度と官人處罰、特に罰俸との關わりについて考察してみたい。

『唐令拾遺』には、『大唐六典』と『唐會要』、『冊府元龜』の記事をもとに、加祿・奪祿の規定が復原されている。

諸そ祿を食むの官、考中上已上に在らば、一等を進むる毎に、祿一季を加う。中中なる者は本祿を守る。中下より已下は、一等を退く毎に、祿一季を奪う。若し私罪下中より已下、公罪下下ならば、並びに見任を解き、當年の祿を奪

い、告身を追し、周年にして本品に依り絞するを聽す。⁽⁵⁵⁾

ここでは、中下考以下の者から祿を奪うことが規定されており、通常は中下考で一季、下上考で兩季、下中考で三季、下下考で一年の奪祿ということになる。但し、私罪を犯していれば下中考で既に一年分の祿が奪われる。そして、さらに私罪下中以下・公罪下下の者については、見任官を解かれ告身が追毀される。しかしながら、官人としての身分は保持されるわけで、一年後にもとの官品によって敘任することが認められている。

さて、上上から下下まで九等に區分する際には、四善二十七最が一つの基準となる。⁽⁵⁶⁾善の方は官人の德行等の人格的な面、最の方は官人の職務上における實績の面が問題とされており、その數の兼ね合いによって考の段階が決定される。しかしながら、善最共にその定義はかなり曖昧で、それに基づいて嚴密な判定を下せたとはいえない。したがって、恐らく大概の官人は、中中考や中上考に落ち着いたのではないかと考えられる。中下考以下となり、奪祿處分を受けるのは、何らかの過失や犯罪があつた場合であらう。⁽⁵⁷⁾

なお、律で處罰を受けた場合に關しては、考課への影響は明示されている。⁽⁵⁸⁾即ち、負殿という單位に基づき、私罪は贖銅一斤で一負、公罪は贖銅二斤で一負、それぞれ十負で一殿とする。そして、考課の際、上上考の者については問題としないが、上中考以下は一殿ごとに成績を一等降すことになっており、罪が明確な形で考課の成績に反映するようになっていたのである。

さて、考課令中の奪祿と罰俸との關連であるが、基本的には異質のものともみてよい。考課令の奪祿は令制において明記されているものであり、しかも必ず考課に伴つて科せられる。それに對して、罰俸は時宜に即して柔軟に處分がなされていたのである。また、考課令の奪祿については、逆に成績優秀であつた者に對しては加祿がなされている。罰俸に關して、功績のあつた者に對して、給與を加えるような例は見られないのである。

このように、考課令の奪祿と罰俸は、その給與を奪うという點においては共通し、或いは發想としては同一の淵源に基

づくものかもしれない。しかしながら、制度的には一應別個のものだったのである。俸祿制度の變遷に伴い、唐代前期の奪祿が後期の罰俸へと變つたとは必ずしも言えない。實際、考課令の加祿奪祿規定は、唐代後半期も一應形式的には存在していた。大中六年（八五三）七月、考功曹より當時の考課制度をめぐる諸問題についての上奏がなされているが、その一節には次のようにある。

又た考課令に准るに、中上以上に在らば、一等を進むる毎に、祿一季を加え、中中なる者は本祿を守り、中下より以下なれば、一等を退く毎に、祿一季を奪う。令に准るに此を以て勤懲し、事在らば必ず行う。近年より以來、與奪廢るるに幾からん。或いは申請の處有るも、則ち本色の支すべき無しと言ひ、徒らに簿書を掛け、實に給與無し。今倉庫令を按ずるに諸そ糧祿を給するは、皆當處の正倉を以て充つ。倉無きの處は、則ち省に申し隨近の有處支給す。又た無き者は、稅物及び和糶・屯收等の物を以て充つ。令式昭然たりて、合に隳廢すべからず。今自り以後、省司校考し畢り、符牒州に到る後毎に、當時を仰ぎ便ち升降與奪の事由を具し申請し、如し令式に違ひ擧明ならざる者は、その所由官は俸祿一季を奪わんことを請ひ、それ已に任を去るの官は奪祿の事を追し、並びに令式に准りて處分せんことを請う。⁽⁵⁹⁾

この時期になると、考課制度もその運用の面においてかなり頽廢していたようで、加祿・奪祿規定も規定どおり整然と運用されてはいなかった。そこでその施行を勵行すべくこのような上奏がなされたのである。この上奏を見る限りでは、祿の支給自體がかなり杜撰なものとなっていたようであるが、完全に停廢されていたわけではなく、形式的には支給されてしかるべきものとして扱われている。そして、考課に伴う加祿・奪祿等が規定どおり施行できていない場合には、擔當の官が「奪俸祿一季」に處せられた。ここでいう「奪俸祿一季」は考課とは切り離された形でその都度科せられるもので、明らかにその前文に引く考課令の奪祿とは異なるものとして把えることができる。つまり、その處分の性質としては、罰俸に近いものと考えられるのである。罰俸と考課令の奪祿は制度的に異なるものなのである。

さて、上述のように、律規定によって處分される犯罪や過失に關しては、考課の成績への影響が、明確な形で考課令中に規定されていた。即ち、公罪・私罪に關して、どのように考課の成績を下げるかは、一般的な形で規定が存在し、考課の際にはそれに基づけばよかつたのである。

ところが、一方では、個別に考課の成績に關して具體的な形で規定がなされている場合、或いは個々のケースに對してその都度時宜に即して考課の成績についての決定がなされている場合がある。これらについては、考課の成績を下げるこゝとが、一種の官人處罰となつてゐる。

例えば天寶九載（七五〇）十二月二十九日には、次のような敕が出されている。

敕すらく、情狀を責するの專知官、二十有らば十下すを減ず。今自り以後、判司縣令一人犯さば、太守の一季の祿を奪う。丞・簿・尉一人犯有らば、縣令に中下考を與う。三人以上なれば、既に事を量り貶黜す、と。⁽⁶⁰⁾

責情狀專知官即ち杖を決する官の違犯について、判司の縣令が一人違犯すれば郡太守に奪祿一季が科され、縣の丞・主簿・尉が一人違犯すれば、縣令の考課の成績が中下考とされる。そして、もし違犯者が三人以上になれば、事狀に應じて貶黜ということになる。このように、考課の成績を下げるこゝとが、他の官人處罰と並べられる形で、いわば官人處罰の形態として論じられてゐるのである。

こうしたケースは他にも多數あり、例えば先に取り上げた貞元四年の于頔の上奏もその一つである。⁽⁶¹⁾この場合、諸司使の本推官については一季の罰俸であつたが、州縣の本判官については考課の成績を下考とすることを上奏し認められてゐる。また、敦煌出土の神龍散頒刑部格や開元戸部格の殘卷にもこのような例はあり、⁽⁶²⁾唐代前半期からこのように考課の成績を下げて處罰とするようなことが行われ定制度化してゐたようである。神龍散頒刑部格では、先にも見たように功のあつた者については考課の成績を上げること規定されてお⁽⁶³⁾り、官人賞罰の手段として考課が柔軟に運用されてゐたことが分

かる。

また、他の處罰が加えられた上、考課の成績を下げる事が規定されている場合もある。咸通七年（八六六）十月二十三日の御史臺の上奏では、

今後如し所在にて閉糴を聞く者有らば、長吏は必ず貶降を加え、本判官・録事參軍は並びに見任を停め、下考と書す。⁽⁶⁴⁾

とあり、見任官を解くことに加えて、考課の成績を下考とすることが求められ、恐らく認められたと考えられる。さらに、そのように定制化されたものでなく、個別的な形で處分が決定されているような場合にも、そうした事例はある。

救すらく、河南尹、職は奸盜の隱狀を摘發し遺す無きに在り。今河南府崔志の家を劫殺するの賊は彰らかに暴なり。若し斯れ收擒して獲ず、漏網せしむるを致さば、慢官に非ざるを得んや。其れ河南尹及び本縣令、捕賊官は、宜しく各々一月の俸料を罰すべし。其れ捕賊官は、較考の日に至らば、仍お下考と書せ。其れ留守下本巡所由は、宜しく權徳興に委ね、節級して罰を科すべし、と。⁽⁶⁴⁾

ここでは、河南尹・本縣の令と捕賊官（縣尉）⁽⁶⁵⁾がそれぞれ罰一月俸料に處せられているが、最も直接的に責任のある捕賊官については、さらに考課の成績を下考とすることも決定されている。救の形で處分が下されていることから、明確な規定が存在したわけではなく状況に應じた形で處分が決定されたことが分かる。このように、考課の成績を下げることを處罰とするようなことがしばしば行われている。もちろんその都度とは言っても考課を行う時期は決まっているのだが、その成績については常に令制に則した形で決定されているのではなく、状況に應じて柔軟な形で對應がなされていたのである。⁽⁶⁶⁾

なお、罰俸等のように律に規定がなされていない形での處分がなされた場合、それが考課に對してどのような影響を與えていたのかについては、不明な點が多い。このように、罰俸を科した上、考課の成績を下げるような處分がなされてい

る場合を除いては、明確な関連は分からない。ただ、罰俸處分が記録され残されていた形跡もあり、それが重なれば、何らかの形で考課の成績に影響を与えていたのは當然のことであろう。その場合も、明確な規定が存在した場合は少なく、多分に時宜に即した形で處分がなされていたと考えられる。

おわりに

以上、罰俸を中心に唐代の官人處罰について検討を加えてきた。唐代の刑罰の基本法は律であり、官人處罰の面においても網羅的に規定が存在していた。そして、唐代後半期になると、敕や詔の形で出された規定が新たに法典にまとめられ、律を補足修正していったのだが、律は一應は基本法としての地位を保っており、宋代においても、『刑統』の形で承け継がれたのであった。

しかしながら、一方で律の規定が無視されるような形で、律に存在しないような形態での官人處罰もしばしば行われた。その一つが罰俸である。そのような處罰は、詔敕の形で出された新規定に即した形で科せられる場合もあったが、その都度状況に応じた形で處分がなされる場合がかなり多かった。處分は柔軟性をもって科せられていたのである。上奏して裁可を仰ぐようなケースも、律で規定されているよりも範囲が広がっていた。このような現象は、官人に對する特別措置の枠が拡大したことが、一因となっていると考えられる。即ち、官人機構の整備に伴い、官人という身分の枠組が確立しつつあったことを反映しているのである。さらに、官人という身分を有すればこそその官人特有の處罰が多くなっているのも、そのような状況の反映の一つと考えてよい。そもそも律自體が、官人を對象とする規定が多いのであるが、加えて律外の處分が行われるようになっていくことで、官人を中心とした法體系、いわば官人機構の維持を一つの目的とする體系が確立しつつあったことが分かる。

また、罰俸という處分は、官人機構の中で俸祿支給制度が整備されたことによって、はじめて效力をもつものであつ

た。唐代後半期の俸祿制度は、貞元四年の京官への俸料支給制度の整備によって確立するのであるが、罰俸の事例は、それ以後のものが壓倒的に多い。史料制約を考慮しなくてはならないとはいえ、俸祿制度と罰俸との間に密接な関連が存在するのは明らかである。この處罰は、宋代へと繼承され確立していくわけであるが、俸祿支給制度との関連の中で、さらに詳細に検討していく必要があろう。

本稿では、罰俸制度を中心に唐代の官人處罰を検討してきたが、他の官人處罰についてもさらに考察を加え、その全體像を明らかにしていかなばならない。俸祿制度や官人の昇進過程、考課制度なども、この問題と深く関わってくるが、未だ明らかでない点が多い。そうした點に検討を加えながら、官人制度の全體像を明らかにしていくことを今後の課題としたい。

註

- (1) この時期の官制については、池田温「律令官制の形成」(岩波講座『世界歴史』5・一九七〇)・同「中國律令と官人機構」(『前近代アジアの法と社會』一九六七)に概観されている。
- (2) 滋賀秀三「刑罰の歴史—東洋—」(莊子邦雄等編『刑罰の理論と現實』岩波書店、一九七二、所收)。
- (3) 滋賀「譯註日本律令五 唐律疏議譯註篇一」(東京堂出版、一九七九)、奥村郁三「唐律の刑罰」(『法學雜誌』八一、一九六一)、戴炎輝「唐律における除免當贖法」(『法制史研究』一三、一九六三)など。
- (4) 『唐律疏議』名例律第七條及び第八條。
- (5) 同 第九條。
- (6) 同 第一〇條。
- (7) 同 第一七條。
- (8) 同 第二二條。
- (9) 同 第二二條。
- (10) 同 第一九條。
- (11) 同 第二〇條。
- (12) 同 第二二條。
- (13) 後拜郎中、守開陽門候。上微行夜還、湯閉門不納、更從中東門入。明旦、召詣太官賜食、諸門候皆奪俸。(『後漢書』傳二七・桓榮傳・李賢注所引謝承『後漢書』)。
- (14) 恂・(宗)整・誠各復上書、恂言不當施誠術、整言不當復棄恂術、爲洪議所侵、事下永安臺覆實、皆不如恂・誠等言。

劾奏謾欺。詔書報、恂・誠各以二月奉贖、整適作左校二月。遂用洪等、施行誠術。(『續漢書』律曆志中)。

- (15) 魏武帝明罰令曰、聞太原上黨西河鴈門、冬至後百五日、皆絕火寒食、云爲介子推、且北方五寒之地、老少羸弱、將有不堪之患、令到、人不得寒食、若犯者、家長半歲刑、主吏百日刑、令長奪一月俸。(『藝文類聚』卷四・歲時中・寒食)。

- (16) 『晉書』卷六九・劉隗傳、『魏書』卷八〇・刑罰志。

- (17) 『唐會要』卷二四・朔望朝參。

- (18) 『同書』卷六六・大理寺。

- (19) 『大唐六典』卷九・中書令では敕旨について、「謂百司承旨而爲定式、奏事請施行者。」と説明している。なお、中村裕一『唐代制敕研究』(汲古書院・一九九一)第三章・第三節において、敕旨について考察がなされている。

- (20) この時期における法制の變化や法典の編纂については、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」緒論―律の權威の動搖―、『東方學報』京都二四冊・一九五四、のち『宮崎市定全集』第十一卷、岩波書店、一九九二)、曾我部靜雄「律令格式から敕令格式へ」(『中國律令史の研究』吉川弘文館、一九七二)、梅原郁「唐宋時代の法典編纂―律令格式と敕令格式」(『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三)。

- (21) 『冊府元龜』卷一五三・帝王部・明罰門、元和十二年(八一七)。

- (22) 行爲自體は敕で禁止されていたかもしれないが、罰則までは明確に規定されていなかった。

- (23) 『唐會要』卷八二・當直・會昌四年(八四四)三月の條。

- (24) ともに『冊府元龜』卷六九九・牧守部・譴讓門。

- (25) 例えば、神龍散頒刑部格殘卷(P. 三〇七八)には、次のような條文がある。

- (26) 一、法司斷九品以上官罪、皆錄所犯狀進內。―(以下略)―
註(20)宮崎論文など。

- (27) 註(23)。

- (28) 諸宿衛人、應上番不到及因假而違者、一日笞四十、三日加一等、過杖一百、五日加一等、罪止徒二年。(『唐律疏議』衛禁律・第一八條)。

- (29) 天寶六年(七四七)四月八日敕節文、其贖銅如情願納錢、每觔一百二十文。―(後略)―『唐會要』卷四〇・定贓估)。

- (30) 『唐會要』卷九一・内外官料錢上、貞元二年の條。

- (31) 敕、立戟官中大夫・守京兆尹・上柱國・臨淄縣開國男・賜紫金魚袋元義方、朝議大夫・守尚書戶部侍郎・判度支・護軍・賜紫金魚袋盧坦、立戟雖令式所著、似有闕文、而臺閣相承、久爲定制。盧坦・元義方如有所見、即令上聞、造次而行、殊乖審慎、宜各罰一月俸料、其戟仍令所司收納。左司郎中陸則、勾檢之任、發付不精、禮部員外郎崔備・工部員外郎元祐等、或以禮許人、或守官假器、比于申請、其過尤甚、各罰一季俸料。緣兵興以來、勳賞超越、其所立戟、須有明文。宜令所司准舊制、待官階勳至三品、然後申請。仍編于格令、永爲常式。(『唐大詔令集』卷一〇九・政事・禁約下・條實立戟敕)。

- (32) 諸違令者、笞五十、(註)謂令有禁制而律無罪名者、別

式減一等。〔『唐律疏議』雜律第六一條。〕

(33) 『冊府元龜』卷五〇六・邦計部・俸祿門二・貞元四年正月の條など。

(34) 開元二十四年制については、横山裕男「唐代月俸制の成立について」〔『東洋史研究』二七—三三、一九六八〕に詳しい。

(35) このあたりの経緯及び制度については『冊府元龜』卷五〇六・邦計部・俸祿門二、『唐會要』卷九一・内外官料錢上など参照。また、貞元四年制については、清木場東「唐代俸料制の諸原則」〔『東方學』七一・一九八六〕、高橋徹「宋初寄祿官淵源考」〔『响沫集』七・一九九二〕などにおいて考察がなされている。

(36) 例えは、『冊府元龜』卷五〇六・邦計部・俸祿門二・大曆十二年五月條の中書門下の奏では、觀察使等の料錢に對する制限について述べられている。これによると、觀察使の場合「毎月除刺史正俸料外、每使毎月請給一百貫、雜給准時價不得過五十貫文。」とあり、かなり高額の料錢を手中にしていたことが分かる。

(37) 内外百官家口應合遞送者、皆給人力・車牛。(註) 一品手力三十人、車七乘、馬十匹、驢四頭。……〔『大唐六典』卷三・戶部郎中。〕

(38) 手力資課は、安史の亂以後、俸祿關係の史料に類出し、財政難により料錢の支給が不可能であったとき、手力資課のみ支給している例もある。

(39) 例えは、清木場東「隋唐祿俸制の研究」V〔『産業經濟研究』二七—三三・一九八六〕では、兩稅法時代の祿制を論じる

中で、罰俸制度に觸れており、そのように論じておられる。

(40) 内外百司吏屬、有公罪之輕者、皆罰直入官、每一直、即二百文足、如贖銅之例。(趙昇『朝野類要』卷四・法令・罰直)。

(41) 武德九年九月八日、吏部尚書・權檢校左武衛大將軍長孫無忌被召、不解佩刀入東上閣門。尚書右僕射封德彝議、以監門校尉不覺合死、無忌誤帶刀入、徒二年、罰銅二十斤。詔從之。大理少卿戴胄駁曰、校尉不覺、與無忌帶入同爲誤耳。臣子之于君、不得稱誤、準律云、供御湯藥・飲食・舟船、誤不如法者、皆死、陛下若錄其功、非憲司所決、若當據法、罰銅未爲得衷。(『唐會要』卷三九・議刑輕重)

なお、次の事例も、罰銅に類するものではないかと考えられる。

楊朗爲鄆州刺史、元和十五年、坐贓、削官一任、徵十斤銅。(『冊府元龜』卷七〇〇・牧守部・貪贖門)。

(42) 八重津「唐代官人の貶をめぐる二三の問題」〔『法と政治』一八一—二、一九六七〕、辻「唐代貶官考」〔『東方學報』京都六三、一九九二〕。

(43) P. 三〇七八。

(44) 同右。

(45) 南宋の『慶元條法事類』卷七五・刑獄門・編配流役・名例敕には、遠惡州について具體的な州名があげられている。

諸稱遠惡州者、謂南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・瓊州・萬安・昌化・吉陽軍。

(46) 註(17)。

- (47) 『冊府元龜』卷四九三・邦計部・山澤門。
- (48) 『冊府元龜』卷一五三・帝王部・明罰門・太和九年(八五五)。
- (49) 『冊府元龜』卷五九六・掌禮部・謬妄門・元和十五年(八二〇)。
- (50) 『舊唐書』卷一六二・李絳傳。
- (51) 李穎爲鄭州刺史、開成三年(八三八)六月詔曰、鄭州中牟縣私置壇場、度僧二百六十人、並仰勒歸色役。其刺史李穎罰一季俸料、攝縣令・前管城縣令叔良停攝官、仍殿本官兩選。『冊府元龜』六九九・牧守部・譴讓門。
- (52) 賜服については『通典』卷四〇・職官典二二・秩品五など参照。
- (53) これに類する處分としては、『資治通鑑』卷二二九・元和九年(八一四)二月甲午條に次のような記事がある。
 (振武監軍) 駱朝寬坐縱亂者、杖之八十、奪色、配役定陵。(胡註) 奪色者、奪其品色也。
- (54) 考課制度に關する論考の主なものとしては、根本誠「唐代の勤務評定と人事管理」(『早稻田大學文學研究科紀要』一一・一九六五)、大庭脩「建中元年朱巨川奏授告身と唐の考課」(上)(中)(下)、『史泉』一一・二二・一八、一九五八・一九六〇)、黃清運「唐代的文官考課制度」(國立編譯館主編・中國唐代學會編『唐代研究論集』第一輯、新文豐出版公司、一九九三)。
- (55) 『唐令拾遺』三四四ページ。
 (56) 『大唐六典』卷二、尙書吏部・考功郎中。
- (57) 同右。
- (58) 同右。
- (59) 『冊府元龜』卷六三六・銓選部・考課門、及び『唐會要』卷八二・考下。
- (60) 『唐會要』卷四一。
- (61) 註(18)。
- (62) 盜及煞官馳馬一疋以上者、先決杖一百、配流嶺南、不得官當・贖。――(中略)――所由官人阿縱者、與下考。受財求者、准盜人科罪。(『神龍散頒刑部格殘卷』P. 三〇七八、S. 四六七三)
- 救、孝義之家、事須旌表――(中略)――其孝義之人如中間有聲實乖異、不依格文者、隨事舉止。若容隱不言、或檢覆失實、並妄有申請者、里正・村正・坊正及同檢人等各決杖六十、所由官與下考。(開元戶部格殘卷 S. 一三四四)
- (63) 『唐會要』卷九〇・閉糶。
- (64) 『冊府元龜』卷一五三・帝王部・明罰門・元和九年六月庚子條。
- (65) 捕賊官とは、司法擔當の縣尉であらう。縣尉については、彌波護「唐代の縣尉」(『史林』五七―四・一九七四、のち『唐代政治社會史研究』同朋舎、一九八六、所收)。
- (66) 例えは、『大唐新語』卷七・容恕に
 盧承慶爲吏部尙書、總章初、校内外官考。有一官督運、遭風失米、承慶爲之考曰、監運損糧 考中下、其人容止自若、無一言而退。承慶重其雅量、改注曰、非力所及、考中。既無喜容、亦無愧詞、又改曰、寵辱不驚、考中上。衆

推承慶之弘恕。
とあるのは、その典型的な例である。
例えは

凡朝、晚入・失儀、御史録名奪俸、三奪奏彈。
卷四六・百官志一）
など。
〔新唐書〕

表1 唐代罰俸規定一覽表(奪祿等を含む)

出典凡例 舊…舊唐書、新…新唐書、冊…冊府元龜、會…唐會要

年	西曆	罰俸對象	處分	出典
先天二	七二	朝參の際の服装違反 理由なく缺席	奪一月俸	會四
開元五	七七	朝參の際の服装違反	奪一季祿	會四
天寶九	七五〇	決杖の際の判司縣令の犯に對する郡太守	奪一月俸	會四
天寶三	七五五	朝參の缺席者二人以上の場合、本司官長	奪一季祿	會四
大曆七	七七三	一司中、朝參の缺席者三人以上るとき長官、及び月に三度以上缺席した場合	罰一月手力資錢	會四
貞元四	七八	朝參の遅刻・缺席・班列失儀	奪一月俸	會六
貞元三	八〇五	大理寺への文牒稽遲に關し諸司使の本推官	奪一季俸料	會八
元和二	八〇七	四品以下の官が休暇明けに例に違い正衙に出勤	奪一月俸	舊四
元和二	八〇七	外命婦の皇太后朝謁に違反のあつた場合その夫・子	奪一月俸	舊四・會四
元和四	八〇九	常參官の朝參の際の違反行爲	奪一季俸祿	會六
元和中		諸道の券道濫給に對して州府の長官	罰課料	新五
		節度觀察判官、司錄錄事參軍が私鹽を觀察し、一石以上漏れがあつたとき		
		兩稅外の差役追擾に關して刺史	罰一季俸料	舊突・冊三・會六
		祠祭の際齋宮を出た者	罰一月俸	會三
長慶元	八三	朝參缺席	料錢每貫罰二十五文	舊七上・冊三
長慶二	八三	常參官で事故假請求の多い者	奪一月俸	會八
太和八	八五	所管内で私鹽が月に二度あつた場合刺史に對して	罰俸	新五
開成末		月に十度あつた場合觀察判官	罰課料	
大中六	八五	考課の際の升降與奪の申請が正しくなかつた場合擔當官	奪俸祿一季	會八・冊三

表2 唐代被罰俸者一覽表

年	西曆	被罰俸者	職	額	理 由	出 典
貞元七	七九	敬讓	魏州刺史	一季	上奏の際の順序を違える	新〇九・冊五〇下・會三
李珣	七九	京兆尹	京兆尹	一月	菜の販賣禁止により民を困窮せしめる	新四
韋彤	七九	萬年縣令	萬年縣令	三月		冊五八・會六六
盧邁	七九	尚書左丞	尚書左丞	兩月	舉人非其人	舊三七・新〇三
元亘	八〇	將作監	將作監	?	廟祭における非禮	舊三六・會三
顧少連	八〇	京兆尹	京兆尹	?	上事不實	舊二五・新三二
元和四	八九	李應	侍御史	一月	國子監學生不法行爲の責任	冊五
裴行立	八〇	費州刺史	費州刺史	一月	御史臺佛舎火災の責任	會四
郗士美	八〇	鄂州觀察使	鄂州觀察使	一月	制書に違う行爲	冊六九
楊憑	八〇	京兆尹	京兆尹	一月	長安縣令の不法行爲を聞奏せず	冊五
李建	八〇	殿中侍御史	殿中侍御史	兩月	を舉奏せず 覺察せず	
元和五	八〇	韓阜	劍南東川の七州刺史	一月	節度使嚴礪の「違制擅賦」に連坐	新七四
房式	八〇	浙西觀察使	浙西觀察使	一月	安吉縣令を杖決し死なせる	舊四
元稹	八〇	監察御史分司	監察御史分司	一月	不法行爲	舊二六・冊五〇
盧坦	八〇	京兆尹	京兆尹	一月	御史臺業務を停止	冊五三
元義方	八〇	戶部侍郎	戶部侍郎	一月	令に違ひ立載	舊二四・二五
陸則	八〇	左司郎中	左司郎中	一月	監督責任	冊〇・一五
崔備	八〇	禮部員外郎	禮部員外郎	一月		會三

元和六	〃	八二	元祐	工部員外郎	一季	監督責任	新七三・冊二五
〃	〃	〃	元義方	京兆尹	一季	府政苛刻	
〃七	八三	〃	柳公綽	湖南觀察使	兩季	貢獻に欠少あり	冊六九
〃八	八三	〃	崔芴	江南	一季	重陽節の宴に缺席	冊二五
〃九	八四	〃	韋縵	國子司業	一月	姦盜摘發できず	冊二五
〃	〃	〃	趙宗儒	河南尹	一月	供軍錢を擅用	舊一六七・冊六九
〃	〃	〃	王遂	河中尹	一月	敕に違ひ觀察使のもとへ詣る	冊六九
〃一〇	八五	〃	武金益	鄧州刺史	一月	陵墓盜焚に對する無防備	冊二五
〃二	八六	〃	馬紱	陵	一月	賊の陵墓侵犯に對する責任	會七
〃	〃	〃	李建	陵	一月		
元和二	八六	〃	李上公	宗正卿	一月		
〃	〃	〃	楊造	通事舍人知館事	一月	舉人非其人	冊四八
〃三	八七	〃	趙宗儒	河中觀察使	一月	陵墓火災の責任	冊二五・會四
〃四	八九	〃	崔鄩	監察御史	一月	錢物使用し聞奏せず	
〃五	八〇	〃	孟簡	襄陽觀察使	一月	趙宗儒の行爲の勘覆不備	冊二五
〃	〃	〃	王彦威	太常博士	兩季	縣令人事が條章に違ふ	舊五・一三・會六
〃	〃	〃	崔銳	監察御史	一季	宗正卿の過失に對する責任	舊一五七・新一四・冊五九・會八
〃	〃	〃	許康佐	侍御史	一月	右常侍の入閣失儀の責任	冊四八
〃	〃	〃	李建	太常少卿知選事	一月	選士不實	舊二九・一五
元和中	〃	〃	李銛	京兆尹	一月	縱獄	新一三・冊六九

太和二	太和元	〃三	〃	〃	〃二	寶曆元	〃二	〃	〃	長慶元	〃	〃	〃											
八六	八七	八七	〃	〃	八六	八五	八三	〃	〃	八三														
楊嗣復	鄭公著	鄭綱	劉軻	李虞	裴夷	李逢吉	鄭復	崔元略	殷侑	李光現	衛中行	劉遵古	馮宿	楊嗣復	韓愈	魏義通	令孤楚	烏重裔	斐瑾	李翊	袁滋			
吏部侍郎	工部侍郎知選事	吏部尚書	集賢修撰	直史館	右拾遺	山南東道節度使	水部員外郎	戸部侍郎	江西觀察使	右贊善大夫	國子祭酒	京兆尹	兵部郎中知制誥	庫部郎中知制誥	國子祭酒	元の魏州刺史	金州刺史	京兆尹	襄州觀察使					
兩月	一季	一月	?	五箇月	一季	兩月	兩月	一月	一季	一季	一月	一季	一月	一季	一月	一季	一月	一季	一月	一季	一月	一月	一月	
史銓の六十餘官が進資できない		貶官者を見送り、共に宿泊		罪人をおくまう	本典の贓を隠欺	本典の贓に對する監督責任	制令に違ひ僧尼戒壇を置く	品官を殴り負傷させる	當司新賜錢を擅用	取調に行き過ぎ	共に飲酒した者の非法に對する責任	太廟致齋に際して格令に違う	刺史であつた時に無許可で加税		上供が旨條限に違う	誣奏	李洪を決杖し、事後上奏							
册三八	新二六	册四八	舊一四・新七四	册一五	舊一六三・新一六〇	舊一七上・册六九	舊一七上・册三三	册六五	册六九	舊一六・册四八	册五〇下・會二八	册六九	册六九	册六九	册六九	舊一六三・新二六	册六九							

**PUNISHMENT OF OFFICIALS DURING
THE TANG DYNASTY**
—With Particular Regard to Confiscation of Salary—

MATSUURA Norihiro

In the period from the end of the seventh to the early-eighth century in China, legal institutions were consolidated, and within this complication of laws and legal precedents the positions of officials were defined and delineated. In this paper, I examine the question of punishment of officials.

Punishment of officials was, on the whole, delineated by legal statutes. However, the application of these statutes was not specified in the legal code. This situation was due to the rapid change and development in this period of bureaucratic institutions, especially legal institutions. Within the evolution of the legal structure, categories of officials were definitively established and set forth. In this study, I examine in particular confiscation of salary as a form of punishment applied to court officials.

**THE COMMERCIAL LANDHOLDER ECONOMY (DISHANG
JINGJI 地商經濟) IN INNER MONGOLIA DURING
THE QING PERIOD**

TETSUYAMA Hiroshi

From the period of the latter half of the nineteenth to the beginning of the twentieth century, a highly commercialized agricultural system called Dishang Jingji was developed in Houtao 後套 district in Inner Mongolia. This system entailed private cultivation by Chinese merchants who were grouped in an internal colony. These merchants produced commercial grain via the cultivation of creeks to provide surplus value. That is to say, the Dishang Jingji system of production combined agriculture with